

問1

会員の藤原さん（40歳）は、妻と学生の子ども2人の4人家族です。5年前に自宅マンションを購入して住宅ローンを組みましたが返済満了日が70歳になるため、繰上げ返済を考え始めました。藤原家の家計等に関する以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、住民税の調整控除については考慮しないものとします。

<給与所得控除額の速算表>

| 給与等の収入金額 | | 給与所得控除額 |
|-----------|---------|----------------|
| 162.5万円以下 | | 55万円 |
| 162.5万円超 | 180万円以下 | 収入金額×40%－10万円 |
| 180万円超 | 360万円以下 | 収入金額×30%＋8万円 |
| 360万円超 | 660万円以下 | 収入金額×20%＋44万円 |
| 660万円超 | 850万円以下 | 収入金額×10%＋110万円 |
| 850万円超 | | 195万円（上限） |

<所得税の速算表>

| 課税される所得金額 | | 税率 | 控除額 |
|---------------|---------------|-----|------------|
| 1,000円から | 1,949,000円まで | 5% | 0円 |
| 1,950,000円から | 3,299,000円まで | 10% | 97,500円 |
| 3,300,000円から | 6,949,000円まで | 20% | 427,500円 |
| 6,950,000円から | 8,999,000円まで | 23% | 636,000円 |
| 9,000,000円から | 17,999,000円まで | 33% | 1,536,000円 |
| 18,000,000円から | 39,999,000円まで | 40% | 2,796,000円 |
| 40,000,000円以上 | | 45% | 4,796,000円 |

（注）課税される所得金額の1,000円未満の端数は切捨て

<住民税の速算表>

| 課税所得金額 | 道府県民税 | 市町村民税 |
|--------|--------|--------|
| | 税率 | 税率 |
| 一律 | 4% | 6% |
| 均等割 | 1,000円 | 3,000円 |

※住民税の調整控除については考慮しないものとする。

(問題1)

(設問A) 藤原さんは現状を把握するため、下表に基づいて2022年分の給与収入から2022年中に給与から徴収された社会保険料の額、2022年分の給与所得に対して課税される所得税および住民税の額を控除した後の手取り金額を算出することにした。藤原さんの2022年における手取り金額として、正しいものはどれか。

○藤原さんの2022年分の給与収入等の状況

| | |
|-----------------------------|---------------|
| ① 2022年分の給与収入 | (6,000,000円) |
| ② 2022年中に給与から徴収された社会保険料の額 | (840,000円) |
| ③ 2022年分の給与所得に対して課税される所得税の額 | () |
| ④ 2022年分の給与所得に対して課税される住民税の額 | () |
| ⑤ 給与収入の手取り金額 (=①-②-③-④) | () |

○所得控除 (上記②の社会保険料を含む)

- ・ 所得税に係る所得控除額 2,600,000円
- ・ 住民税に係る所得控除額 2,300,000円

※上記以外の事項は考慮しないものとする。

1. 4,711,500円
2. 4,862,000円
3. 4,866,000円
4. 4,892,000円

(問題2)

(設問B) 藤原さんは、住宅ローンの一部繰上げ返済を行うために、2023年中に保険を解約して解約返戻金を受け取ることを検討している。仮に藤原さんの2023年分の給与収入および解約する保険の内容等が以下のとおりである場合、この保険の解約により増加する2023年における手取り金額（給与から徴収された社会保険料、2023年分の所得に対して課税される所得税および住民税を控除した後の金額）として、正しいものはどれか。なお、この保険は15年前に終身保険を一時払いで契約したもので、保険料は全額藤原さんが負担している。

- | | | |
|---------------|-------|---------------------------|
| ・ 給与収入の金額 | 620万円 | (給与所得は年末調整により所得税が精算されている) |
| ・ 社会保険料の額 | 86万円 | (給与から徴収された社会保険料) |
| ・ 所得税に係る所得控除額 | 262万円 | (上記の社会保険料を含む) |
| ・ 住民税に係る所得控除額 | 232万円 | (上記の社会保険料を含む) |
| ・ 保険の解約返戻金の額 | 300万円 | |
| ・ 既払込保険料の額 | 190万円 | |

※上記以外の事項は考慮しないものとする。

1. 2,782,500円
2. 2,882,500円
3. 2,892,500円
4. 2,942,500円

(問題3)

(設問C) 藤原さんの知人の唐沢さんはPQ株式会社の代表取締役社長である。2022年中に唐沢さんがPQ社から受け取った給与等の金額が以下のとおりである場合、唐沢さんの2022年分の所得税の計算上、給与所得の収入金額として、正しいものはどれか。

| 項目 | 金額 | 備考 | |
|-------|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 役員報酬 | 1,200万円 | 毎月100万円が支給されている。 | |
| 役員賞与 | 150万円 | 12月に支給されている。 | |
| 通勤手当 | 300万円 | 新幹線通勤の定期代として、毎月25万円支給されており、非課税限度額15万円を超えている。支給金額は最も経済的かつ合理的な経路および方法で通勤した場合の金額であり、通常必要と認められるものである。 | |
| 渡切交際費 | 240万円 | 営業用交際費として、毎月20万円支給されている。精算報告は行われず、法人の業務に使用したことが明らかではない。 | |
| 保険料 | 36万円 | 役員のみを対象とした下記の養老保険の年間の保険料である。 | |
| | | 保険契約者 | PQ社 |
| | | 被保険者 | 唐沢さん |
| | | 保険料負担者 | PQ社 |
| | | 保険料 | 月額3万円(月払い) |
| | | 死亡保険金の受取人 | 唐沢さんの遺族 |
| | | 満期保険金の受取人 | 唐沢さん |

1. 1,506万円
2. 1,636万円
3. 1,710万円
4. 1,746万円

問2

個人事業に関する以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。
なお、解答に当たっては、2022年分の所得税額が最も少なくなる方法を選択するものとします。

(問題4)

(設問A) 個人事業の開業に伴う税務上の届出等に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. その年1月16日以後新たに開業した者が、開業した年分の所得税の申告から青色申告を行う場合には、業務開始から3ヵ月以内に納税地の所轄税務署長に「所得税の青色申告承認申請書」を提出し、その承認を受けなければならない。
2. 減価償却資産の償却方法について、開業した年から法定償却方法以外の方法を選択する場合は、開業した年の12月31日までに「所得税の減価償却資産の償却方法の届出書」を提出しなければならない。
3. 青色事業専従者となる者に支給する給与について、開業した年分から必要経費とする場合には、業務開始から3ヵ月以内に「青色事業専従者給与に関する届出書」を提出しなければならない。
4. 給与の支給人員が常時10人未満の源泉徴収義務者が、所轄税務署長に「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」を提出した場合、提出した日の翌月に支払う給与等の源泉所得税から適用を受けることになる。

(問題5)

(設問B) 個人で設計事務所を営んでいる小山さんは、妻が所有するマンション一室を事務所として賃借し、その家賃を妻へ毎月支払っている。また、父から運転資金800万円を借入れ、元金と利息を父へ毎月支払っている。以下の資料のうち、小山さんの2022年分の所得税における事業所得の金額の計算上、必要経費となる金額として、正しいものはどれか。

| | 項目 | 金額 |
|--------------|------------------|------|
| マンション一室に係る費用 | 妻に支払った家賃(年額) | 72万円 |
| | 妻が納めた固定資産税 | 8万円 |
| | 妻の減価償却費 | 20万円 |
| | 小山さんが支払った火災保険料 | 2万円 |
| 借入金に係る支出 | 父に支払った借入金の元金(年額) | 40万円 |
| | 父に支払った借入金の利息(年額) | 7万円 |

- ・ 妻は、小山さんと生計を一にしている。
- ・ 父は、小山さんとは生計が別である。
- ・ 上記の金額は、2022年分の事業期間に対応するものである。

1. 9万円
2. 37万円
3. 49万円
4. 81万円

(問題6)

(設問C) 個人で鮮魚店を営む橋口さんは、以下の資産をその取得時から事業の用に供している。橋口さんの2022年分の所得税における事業所得の金額の計算上、必要経費に算入すべき金額として、正しいものはどれか。なお、橋口さんは、開業以来継続して白色申告書を申告期限内に提出している。また、橋口さんは、減価償却資産の償却方法について届け出ており、減価償却費の計算において定率法を選択できる資産は定率法により減価償却費を計算するものとし、2022年の必要経費に算入すべき金額が最も多くなるように計算すること。

<資産に関する資料>

| 資産 | 取得年月 | 取得価額 | 年初の未償却残高 | 法定耐用年数 |
|--------|---------|----------|----------|--------|
| 建物附属設備 | 2020年5月 | 900,000円 | 774,000円 | 12年 |
| 器具備品 | 2020年7月 | 400,000円 | 262,500円 | 8年 |
| ソフトウェア | 2022年9月 | 210,000円 | — | 5年 |

<償却率>

| 法定耐用年数 | 定額法 | 定率法 |
|--------|-------|-------|
| 5年 | 0.200 | 0.400 |
| 8年 | 0.125 | 0.250 |
| 12年 | 0.084 | 0.167 |

1. 155,225円
2. 169,225円
3. 183,225円
4. 351,225円

問3

所得税の不動産所得等に関する以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、解答に当たっては、不動産所得の金額が最も少なくなる方法を選択するものとします。

(問題7)

(設問A) 大津さんは個人で不動産賃貸業を営んでいる。2022年の大津さんの不動産賃貸に係る入金額が以下のとおりである場合、大津さんの2022年分の所得税の計算上、不動産所得の総収入金額に算入すべき金額として、正しいものはどれか。なお、賃料等の収入時期については、所得税法の原則的な取扱いにより計上すべきものとする。

| 物件 | 入金額の内訳 | | 備考 |
|--------------|--------|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | 項目 | 入金額 | |
| 居住用 マンション | 家賃 | 580万円 | <ul style="list-style-type: none"> 賃借人とはすべて建物賃貸借契約を締結しており、その契約において家賃の支払日が定められている。 前年末において未収金額16万円があったが、2022年中にすべて回収されており、受け取った家賃の金額の中に含まれている。 当年末において未収金額12万円がある。 |
| | 敷金 | 30万円 | <ul style="list-style-type: none"> 敷金は契約終了後に返還することになっている。 |
| 資材置場の敷地 | 地代 | 156万円 | <ul style="list-style-type: none"> 本年からGA社に対し賃貸しており、契約により1年分の地代を毎年10月1日に受け取ることにしている。 左記の地代の賃貸借契約期間は2022年10月1日から2023年9月30日であり、10月1日に受け取った。なお、地代は2022年12月分までは月10万円、2023年1月分以降は月14万円である。 |
| 合計 | | 766万円 | — |

(注) 未収金額とは、前年または当年の年末までに支払日の到来した家賃のうち、それぞれの年末において未収となっているものをいう。

1. 762万円
2. 748万円
3. 732万円
4. 606万円

(問題8)

(設問B) 細井さん(白色申告者)は、個人で不動産賃貸業を営んでいる。2022年の細井さんの不動産賃貸に係る収支の状況が以下のとおりである場合、細井さんの2022年分の所得税の計算上、不動産所得の金額として、正しいものはどれか。なお、細井さんは正規の簿記の原則に従った帳簿の記録は行っていない。

- ・ 家賃収入金額 1,150万円
- ・ 給料 110万円
- ・ 給料以外の諸経費 720万円

※家賃収入は、アパートの貸付け(事業的規模)により賃借人から受け取ったもので、未収、未払等の経過勘定項目は発生していないものとする。

※給料は細井さんの営むアパートの貸付業務に前年以前からもっぱら従事している細井さんと生計を一にしている妻に対して支払われたものであり、労務の対価として相当額である。

※給料以外の諸経費は2022年分の経費として適正額である。

1. 430万円
2. 380万円
3. 344万円
4. 320万円

(問題9)

(設問C) 香川さんは、父が生前に自宅として使用していた建物を数年前に相続により取得した。この建物は相続後しばらく空き家となっていたが、香川さんは2022年中に空き家を取り壊し、跡地に賃貸用オフィスビルを建築した。ビルの建築に要した費用等が以下のとおりである場合、このビルの取得価額として、正しいものはどれか。なお、必要経費に算入できるものは、必要経費として計算すること。

| | |
|-------------------|----------|
| 空き家の撤去費用 | 200万円 |
| 建物の建築のために必要な設計料 | 4,000万円 |
| 建築費用 | 38,000万円 |
| 保存登記等に係る司法書士等への報酬 | 30万円 |
| 保存登記に係る登録免許税 | 100万円 |

1. 38,000万円
2. 42,000万円
3. 42,200万円
4. 42,330万円

(問題10)

(設問D) 香川さんがビルを新築した翌年の2023年におけるビル賃貸業の予想収支等が以下のとおりである場合、2023年のビル賃貸業に係る税引後のキャッシュフローの金額として、正しいものはどれか。なお、所得税および住民税の金額は、所得控除を考慮せずに不動産所得の金額の20%として計算し、実際の納税の時期にかかわらず2023年の支出に含めて計算するものとする。

| | |
|--------------------------|---------|
| ・ 家賃収入金額 | 2,600万円 |
| ・ 固定資産税 | 400万円 |
| ・ 減価償却費 | 850万円 |
| ・ 借入金に係る元金返済額 | 600万円 |
| ・ 借入金に係る利子支払額 | 260万円 |
| ・ 2023年分として支払うその他必要経費の金額 | 155万円 |
| ・ 青色申告特別控除 | 55万円 |

※未収、未払等の経過勘定項目は発生していないものとする。

1. 1,129万円
2. 1,009万円
3. 954万円
4. 704万円

問4

個人のリタイア後に生じる所得に係る税金に関する以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

＜公的年金等控除額の速算表＞

| 納税者区分 | 公的年金等の収入金額 (A) | 公的年金等控除額 |
|---------|--------------------|-----------------------------------------|
| | | 公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額 1,000万円 以下 |
| 65歳未満の者 | 130万円 以下 | 60万円 |
| | 130万円 超 410万円 以下 | $(A) \times 25\% + 27.5$ 万円 |
| | 410万円 超 770万円 以下 | $(A) \times 15\% + 68.5$ 万円 |
| | 770万円 超 1,000万円 以下 | $(A) \times 5\% + 145.5$ 万円 |
| | 1,000万円 超 | 195.5万円 |
| 65歳以上の者 | 330万円 以下 | 110万円 |
| | 330万円 超 410万円 以下 | $(A) \times 25\% + 27.5$ 万円 |
| | 410万円 超 770万円 以下 | $(A) \times 15\% + 68.5$ 万円 |
| | 770万円 超 1,000万円 以下 | $(A) \times 5\% + 145.5$ 万円 |
| | 1,000万円 超 | 195.5万円 |

＜給与所得控除額の速算表＞

| 給与等の収入金額 | 給与所得控除額 |
|--------------------|-----------------------------|
| 162.5万円 以下 | 55万円 |
| 162.5万円 超 180万円 以下 | 収入金額 \times 40% $-$ 10万円 |
| 180万円 超 360万円 以下 | 収入金額 \times 30% $+$ 8万円 |
| 360万円 超 660万円 以下 | 収入金額 \times 20% $+$ 44万円 |
| 660万円 超 850万円 以下 | 収入金額 \times 10% $+$ 110万円 |
| 850万円 超 | 195万円 (上限) |

＜所得税の速算表＞

| 課税される所得金額 | 税率 | 控除額 |
|-------------------------------|-----|------------|
| 1,000円 から 1,949,000円 まで | 5% | 0円 |
| 1,950,000円 から 3,299,000円 まで | 10% | 97,500円 |
| 3,300,000円 から 6,949,000円 まで | 20% | 427,500円 |
| 6,950,000円 から 8,999,000円 まで | 23% | 636,000円 |
| 9,000,000円 から 17,999,000円 まで | 33% | 1,536,000円 |
| 18,000,000円 から 39,999,000円 まで | 40% | 2,796,000円 |
| 40,000,000円 以上 | 45% | 4,796,000円 |

(注) 課税される所得金額の1,000円未満の端数は切捨て

<住民税の速算表>

| 課税所得金額 | 道府県民税 | 市町村民税 |
|--------|-------|-------|
| | 税率 | 税率 |
| 一律 | 4% | 6% |

(問題 1 1)

(設問A) 会社員の明石さんは、R A社に1999年4月に入社し、2022年9月に退職した。明石さんはこの期間中、2009年4月1日から2014年3月31日までR A社の子会社のR B社に出向していた。R A社は、明石さんの退職金の支給に当たり、子会社R B社への出向期間を含めて計算しているが、出向前の期間は含めていない。また、R B社に出向の際および出向からR A社に復帰する際には、退職手当等の支給は行われていない。明石さんの退職に際し、退職一時金が以下のとおりである場合、明石さんが受け取った退職金の税引後の手取額（所得税および住民税を控除した後の金額）として、正しいものはどれか。なお、住民税の均等割および調整控除については考慮しないものとする。

- ・ 退職金の受取年月 2022年9月
- ・ 退職一時金の金額 1,440万円

※明石さんは2020年4月から2021年3月まで病気治療で休職している。

※「退職所得の受給に関する申告書」は、適正に提出されているものとする。

※障害者になったことに基因する退職ではない。

※特定役員退職手当等に該当するものではない。

1. 14,130,000円
2. 14,067,500円
3. 13,507,500円
4. 13,207,500円

(問題 1 2)

(設問B) 村瀬さんを被保険者とする保険契約は以下のとおりである。仮に村瀬さんが2022年中に死亡して死亡保険金が支払われた場合、村瀬さんの妻の2022年分における課税総所得金額として、正しいものはどれか。

○村瀬さんを被保険者とする保険契約

| | 保険料負担者 (保険契約者) | 死亡保険金受取人 | 死亡保険金 | 支払保険料の合計額 |
|--------|-------------------|----------|---------|-----------|
| 保険契約RC | 村瀬さん | 村瀬さんの妻 | 1,500万円 | 350万円 |
| 保険契約RD | 村瀬さんの母 | 村瀬さんの妻 | 400万円 | 50万円 |
| 保険契約RE | 村瀬さんの妻 | 村瀬さんの妻 | 600万円 | 100万円 |

※死亡保険金はすべて一時金で支払われるものとする。

※支払保険料の合計額は、保険事故発生時までの支払保険料の合計額とする。

※上記の保険契約に係る配当金はないものとする。

※いずれの保険も特約を付帯していないものとする。

※村瀬さんの妻の所得控除額は70万円とし、受領した死亡保険金以外の収入はないものとする。

1. 330万円
2. 225万円
3. 180万円
4. 155万円

(問題 1 3)

(設問C) 桑原さんの妻(67歳)は、調理師の経験を生かしてパートタイマーとして働こうと考えている。桑原さんの妻の2023年中の収入等が以下のとおりである場合、桑原さんの妻の2023年分の所得税額として、正しいものはどれか。

| | 金額 | 備考 |
|--------|-------|-------------------------|
| 不動産収入 | 120万円 | 不動産収入に係る必要経費は70万円である。 |
| 公的年金収入 | 182万円 | 老齢厚生年金および老齢基礎年金の合計額である。 |
| 給与収入 | 150万円 | |
| 所得控除額 | 85万円 | |

※桑原さんの妻は、青色申告承認申請書は提出していない。

※桑原さんの妻の不動産経営は、事業的規模ではない。

1. 134,500円
2. 88,500円
3. 66,000円
4. 61,000円

問5

所得税の譲渡所得に関する以下の設問Aについて、答えを1～4の中から1つ選んでください。

<給与所得控除額の速算表>

| 給与等の収入金額 | | 給与所得控除額 |
|------------|----------|----------------|
| 162.5万円 以下 | | 55万円 |
| 162.5万円 超 | 180万円 以下 | 収入金額×40%－10万円 |
| 180万円 超 | 360万円 以下 | 収入金額×30%＋8万円 |
| 360万円 超 | 660万円 以下 | 収入金額×20%＋44万円 |
| 660万円 超 | 850万円 以下 | 収入金額×10%＋110万円 |
| 850万円 超 | | 195万円（上限） |

<配偶者特別控除額（所得税）の早見表>

| 配偶者の 合計所得金額 | 納税者の 合計所得金額 | | 900万円超 950万円以下 | 950万円超 1,000万円以下 |
|----------------|----------------|---------|-------------------|---------------------|
| | 900万円以下 | 900万円以下 | | |
| 48万円超 95万円以下 | | 38万円 | 26万円 | 13万円 |
| 95万円超 100万円以下 | | 36万円 | 24万円 | 12万円 |
| 100万円超 105万円以下 | | 31万円 | 21万円 | 11万円 |
| 105万円超 110万円以下 | | 26万円 | 18万円 | 9万円 |
| 110万円超 115万円以下 | | 21万円 | 14万円 | 7万円 |
| 115万円超 120万円以下 | | 16万円 | 11万円 | 6万円 |
| 120万円超 125万円以下 | | 11万円 | 8万円 | 4万円 |
| 125万円超 130万円以下 | | 6万円 | 4万円 | 2万円 |
| 130万円超 133万円以下 | | 3万円 | 2万円 | 1万円 |

<所得税の速算表>

| 課税される所得金額 | | 税率 | 控除額 |
|----------------|----------------|-----|------------|
| 1,000円 から | 1,949,000円 まで | 5% | 0円 |
| 1,950,000円 から | 3,299,000円 まで | 10% | 97,500円 |
| 3,300,000円 から | 6,949,000円 まで | 20% | 427,500円 |
| 6,950,000円 から | 8,999,000円 まで | 23% | 636,000円 |
| 9,000,000円 から | 17,999,000円 まで | 33% | 1,536,000円 |
| 18,000,000円 から | 39,999,000円 まで | 40% | 2,796,000円 |
| 40,000,000円 以上 | | 45% | 4,796,000円 |

(注) 課税される所得金額の1,000円未満の端数は切捨て

(問題 14)

(設問A) 川野さん(52歳)は、株式会社S Vに勤務する会社員である。川野さんの妻(専業主婦・50歳)は、2020年に取得した骨董品を2023年中に譲渡しようと考えている。この譲渡に係る内容および川野さんの2023年分の給与等の状況が以下のとおりである場合、この骨董品の譲渡により増加する川野さん夫妻の所得税額の組み合わせとして、正しいものはどれか。

○川野さんの2023年分の給与収入等の予想

- ・ 給与の収入金額 7,800,000円
- ・ 所得控除額 2,000,000円
- ・ 源泉徴収税額 356,500円

※上記の所得控除額には、配偶者控除の金額が含まれている。

○川野さんの妻が所有する骨董品の譲渡等に関する内容

- ・ 譲渡による収入金額 3,000,000円
- ・ 取得費および譲渡費用 1,220,000円
- ・ 所得控除額 480,000円

※上記以外の所得はないものとする。

1. 夫 76,000円 妻 65,000円
2. 夫 76,000円 妻 40,000円
3. 夫 64,000円 妻 65,000円
4. 夫 64,000円 妻 40,000円

問6

個人の株式等の譲渡等に関する以下の設問A～Eについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題15)

(設問A) 米田さんの2022年中の株式の譲渡等の内容は以下のとおりである。米田さんの2022年分の所得税の確定申告における譲渡所得の金額として、正しいものはどれか。なお、解答に当たっては、米田さんの申告する譲渡所得の金額が最も少なくなるように計算すること。また、米田さんはこれまでに下記以外の株式等の取引を行っていないものとする。

| 銘柄 | 区分 | 取得日 | 譲渡日 | 譲渡価額 | 左記に対応する取得費等 | 備考 |
|------|----|----------------|----------------|-------|-------------|------|
| HA株式 | 上場 | 2018年 3月14日 | 2022年 4月25日 | 330万円 | 280万円 | (注1) |
| HB株式 | 上場 | 2020年 1月27日 | 2022年 9月28日 | 520万円 | 450万円 | (注2) |
| HC株式 | 上場 | 2021年 2月17日 | 2022年 10月3日 | 260万円 | 300万円 | (注3) |

(注1) 米田さんは、従前からA証券会社にA一般口座を開設しており、そのA一般口座でHA株式の取引を行っている。なお、本年中にA一般口座で行われた取引はHA株式の譲渡のみである。

(注2) 米田さんは、従前からB証券会社にB特定口座（源泉徴収選択口座に該当する）を開設しており、そのB特定口座でHB株式の取引を行っている。なお、本年中にB特定口座で行われた取引はHB株式の譲渡のみである。

(注3) 米田さんは、従前からC証券会社にC特定口座（源泉徴収選択口座以外に該当する）を開設しており、そのC特定口座でHC株式の取引を行っている。なお、本年中にC特定口座で行われた取引はHC株式の譲渡のみである。

1. 10万円
2. 30万円
3. 50万円
4. 80万円

(問題 16)

(設問B) 浜松さんの2022年中の上場株式の譲渡等の内容は以下のとおりである。浜松さんの2022年分の所得税の確定申告における譲渡所得の金額として、正しいものはどれか。なお、解答に当たっては、浜松さんの申告する譲渡所得の金額が最も少なくなるように計算すること。また、浜松さんは証券会社の一般口座で株式の譲渡等を行っており、下記以外の株式等の取引は行っていないものとする。

<2022年中の株式の譲渡の内容>

| 銘柄 | 区分 | 譲渡日 | 数量 | 単価 | 譲渡価額 | 取得費 |
|------|----|------------|--------|--------|------------|----------|
| HG株式 | 譲渡 | 2022年8月19日 | 2,500株 | 1,250円 | 3,125,000円 | <資料>のとおり |

<資料> HG株式の取引の状況

| 取引日 | 区分 | 数量 | 単価 | 収入金額 | 支払金額 |
|------------|----|--------|--------|------------|------------|
| 2015年9月16日 | 取得 | 3,000株 | 900円 | — | 2,700,000円 |
| 2017年3月28日 | 取得 | 1,000株 | 1,000円 | — | 1,000,000円 |
| 2020年7月13日 | 譲渡 | 3,000株 | 1,100円 | 3,300,000円 | — |
| 2022年1月20日 | 取得 | 2,000株 | 1,150円 | — | 2,300,000円 |

※<資料>中の単価および支払金額は手数料を含んだ金額である。

1. 250,000円
2. 437,500円
3. 625,000円
4. 812,500円

(問題17)

(設問C) 布施さんの2022年中に支払いを受けた配当等が以下のとおりである場合、布施さんの2022年分の所得税の確定申告における配当所得の金額として、正しいものはどれか。なお、確定申告不要を選択できるものについてはすべて申告不要を選択するものとする。

| 銘柄等 | 配当等の金額 (税引前) | 左記の 計算期間 | 備考 |
|----------------|-----------------|-------------|-------------------------------------------------------|
| 株式会社SA | 58,000円 | 6ヵ月 | ・ 上場株式 |
| | 44,000円 | 6ヵ月 | |
| 株式会社SB | 73,000円 | 6ヵ月 | ・ 非上場株式 |
| | 27,000円 | 6ヵ月 | |
| 株式会社SC | 120,000円 | 12ヵ月 | ・ 非上場株式 |
| 合同運用 指定金銭信託 | 3,000円 | 6ヵ月 | ・ 2022年中に信託を開始し、信託期間は3年間である。 ・ 非課税制度の適用は受けないものである。 |
| | 3,000円 | 6ヵ月 | |

- ・ 株式はいずれも内国法人のものであり、布施さんはいずれの株式においても大口株主等に該当しない。
- ・ 配当等の金額から控除する負債の利子はない。
- ・ 布施さんは特定口座と少額投資非課税制度の口座（NISA口座）は有しておらず、2022年中に株式等の売買は行っていない。
- ・ 2022年中において適用される上場株式等の譲渡損失の繰越控除の金額はない。

1. 120,000円
2. 193,000円
3. 199,000円
4. 251,000円

(問題18)

(設問D) 大垣さんの2022年分の所得等は以下のとおりである。所得税の配当所得について総合課税により確定申告をした場合、大垣さんの2022年分の所得税に係る配当控除の金額として、正しいものはどれか。

| 項目 | 金額 | 備考 |
|------|-------------|----------------------------------------|
| 配当所得 | 900,000円 | 内国法人の非上場株式から生じた剰余金の配当で、少額配当に該当するものはない。 |
| 給与所得 | 11,200,000円 | — |
| 雑所得 | 400,000円 | 原稿料の報酬である。 |
| 譲渡所得 | ▲300,000円 | 2022年11月に売却したゴルフ会員権の譲渡による損失である(注)。 |
| 所得控除 | 2,100,000円 | — |

(注) 大垣さん個人がゴルフクラブの会員であるゴルフ会員権であり、この譲渡は事業所得または雑所得に該当しない。

1. 45,000円
2. 65,000円
3. 70,000円
4. 85,000円

(問題19)

(設問E) 青山さんの2018年から2022年までの上場株式に係る譲渡所得の金額および配当所得の金額は以下のとおりである。上場株式の配当所得について申告分離課税により確定申告をした場合、青山さんの2022年分の所得税の計算上、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算および繰越控除の規定により、上場株式に係る譲渡所得の金額から控除される上場株式に係る損失の金額として、正しいものはどれか。

| 年分 | 譲渡所得の金額 | | 配当所得の金額 |
|--------|---------|-------------------------------------|---------|
| | 銘柄 | 譲渡所得の内訳 | |
| 2018年分 | 株式会社SK | 収入金額 224万円 取得費 530万円 譲渡費用 2万円 | 10万円 |
| 2019年分 | 株式会社SL | 収入金額 365万円 取得費 410万円 譲渡費用 3万円 | 14万円 |
| 2020年分 | 株式会社SM | 収入金額 610万円 取得費 404万円 譲渡費用 6万円 | 13万円 |
| 2021年分 | 株式会社SN | 収入金額 459万円 取得費 488万円 譲渡費用 4万円 | 12万円 |
| 2022年分 | 株式会社SO | 収入金額 393万円 取得費 244万円 譲渡費用 3万円 | 15万円 |

- ・ 青山さんは、2018年分の所得税の確定申告以後、連続して上場株式等に係る譲渡損失の損益通算および繰越控除の適用を受けており、2017年以前には株式等の取引を行っていないものとする。
- ・ 上場株式はいずれも内国法人のものであり、青山さんは、いずれの株式においても大口株主等に該当しない。
- ・ 少額投資非課税制度（NISA口座）による譲渡所得、配当所得は含まれない。
- ・ 上記の表の金額は、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算および繰越控除の適用を受ける前の額である。
- ・ 上記の取引は、すべて証券会社を経由して行っている。

1. 21万円
2. 55万円
3. 81万円
4. 140万円

問7

不動産の譲渡に関する以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題20)

(設問A) 岡さんは、2021年3月まで居住の用に供していた家屋およびその土地（以下、「居住用財産」という）を2022年6月に売却した。岡さんが売却した居住用財産に係る資料は以下のとおりである。この居住用財産の売却に係る岡さんの手取り額（譲渡費用、所得税および住民税を控除した後の金額）として、正しいものはどれか。なお、「居住用財産を譲渡した場合の3,000万円の特別控除」の適用要件はすべて満たしているものとする。また、2022年分の所得税および住民税の金額が最も少なくなる方法を選択することとし、住民税の均等割および調整控除については考慮しないものとする。

<岡さんが売却した居住用財産に係る資料>

| 財産の種類 | 取得年月 | 取得費 | 譲渡価額 | 譲渡費用（注1） | 備考 |
|-------|---------|---------|---------|----------|---------|
| 家屋 | 2018年2月 | 1,400万円 | 1,500万円 | 48万円 | (注2、注3) |
| 土地 | 1982年5月 | 2,000万円 | 6,000万円 | 192万円 | — |
| 合計 | — | 3,400万円 | 7,500万円 | 240万円 | — |

(注1) 岡さんの居住用財産の売却における譲渡費用は合計で240万円であるが、この譲渡費用は譲渡価額の比で按分し、家屋と土地に割り当てている。

(注2) 岡さんは、1982年5月から所有していた土地に2018年2月に家屋を新築すると同時に居住した。

(注3) 家屋は2021年4月から2021年11月まで岡さんの友人に賃貸していたが、その後、2022年6月までは空き家となっていた。

※岡さんの所得控除は考慮しないものとする。

1. 71,396,000円
2. 70,911,200円
3. 70,880,000円
4. 70,781,200円

(問題 2 1)

(設問B) 谷口さんは、2022年10月に、それまで居住していたマンションを売却し、両親が所有する家屋に同居することになった。谷口さんのマンションの売却等に関する資料が以下のとおりである場合、谷口さんの所得税の確定申告において、「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算および繰越控除」の特例の適用を受けた場合、2023年以後に繰り越される譲渡損失の金額として、正しいものはどれか。なお、「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算および繰越控除」の特例の適用を受けるための要件はすべて満たしているものとする。

○マンションの売却に関する資料

| | |
|----------------------------|---------|
| ・ 譲渡価額 | 1,800万円 |
| ・ 取得費 | 3,000万円 |
| ・ 譲渡費用 | 70万円 |
| ・ マンションの売却契約の前日における住宅ローン残高 | 2,450万円 |

○谷口さんの所得等

| | |
|-------------------|-------|
| ・ 合計所得金額 (本特例適用前) | 450万円 |
| ・ 所得控除額 | 170万円 |

※谷口さんには、上記以外の所得はないものとする。

1. 820万円
2. 370万円
3. 200万円
4. 0円

問8

所得税の損益通算に関する以下の設問Aについて、答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題22)

(設問A) 会社員の五十嵐さんは、銀行借入れにより賃貸用マンションを購入した。五十嵐さんの2023年分の各種所得の状況等が以下のとおりであった場合、五十嵐さんの2023年分の所得税の計算上、総所得金額として、正しいものはどれか。なお、解答に当たっては、その年分の所得の金額が最も少なくなる方法により計算するものとする。

- 給与所得の金額 650万円
- 不動産所得に係る事項
- ・ 賃貸収入 185万円
 - ・ 必要経費 215万円
- (内訳) 支払利息 90万円 (賃貸用マンションの取得に要した借入金利子)
- その他経費 125万円 (必要経費として適正額)
- 賃貸用マンション購入時の内容

| 取得価額 | | 購入資金 | |
|------|---------|-------|---------|
| 土地 | 2,000万円 | 自己資金 | 1,000万円 |
| 建物 | 4,000万円 | 銀行借入金 | 5,000万円 |
| 合計 | 6,000万円 | 合計 | 6,000万円 |

※土地と建物は、一の契約により、同一の者から取得した。

※銀行借入金の金額は、土地と建物ごとに区分されていない。

1. 656万円
2. 650万円
3. 638万円
4. 620万円

問9

所得税の所得控除に関する以下の設問A～Eについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

<配偶者特別控除額（所得税）の早見表>

| 配偶者の 合計所得金額 | | 納税者の 合計所得金額 | | |
|----------------|---------|----------------|-------------------|---------------------|
| | | 900万円以下 | 900万円超 950万円以下 | 950万円超 1,000万円以下 |
| 48万円超 | 95万円以下 | 38万円 | 26万円 | 13万円 |
| 95万円超 | 100万円以下 | 36万円 | 24万円 | 12万円 |
| 100万円超 | 105万円以下 | 31万円 | 21万円 | 11万円 |
| 105万円超 | 110万円以下 | 26万円 | 18万円 | 9万円 |
| 110万円超 | 115万円以下 | 21万円 | 14万円 | 7万円 |
| 115万円超 | 120万円以下 | 16万円 | 11万円 | 6万円 |
| 120万円超 | 125万円以下 | 11万円 | 8万円 | 4万円 |
| 125万円超 | 130万円以下 | 6万円 | 4万円 | 2万円 |
| 130万円超 | 133万円以下 | 3万円 | 2万円 | 1万円 |

(問題23)

(設問A) 会社員の福岡さん(55歳)とその妻(51歳)の2022年における収入等が以下のとおりである場合、福岡さんに適用される配偶者特別控除の金額として、正しいものはどれか。

○福岡さんの収入等
給与所得 1,200万円

○妻の収入等
給与所得 30万円
不動産所得 90万円

※亡父より相続した駐車場を賃貸しており、上記は青色申告特別控除後の金額である。
自家用車(家庭用)の譲渡益 60万円

- ・ 福岡さんは妻と同居し、生計を一にしている。
- ・ 2022年12月末時点の現況である。

1. 0円
2. 2万円
3. 6万円
4. 16万円

(問題 2 4)

(設問B) 近藤さんの家族構成および2022年分の収入等は以下のとおりである。この場合の近藤さんの2022年分の所得税に係る人的控除の金額として、正しいものはどれか。なお、家族は全員近藤さんと同居し、生計を一にしているものとする。

| 続柄 | 年齢 | 備考 |
|--------|-----|----------------------------------------------------------------------------|
| 近藤さん | 58歳 | 会社員で給与所得は490万円である。夫と死別後は再婚しておらず、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人はいない。 |
| 夫 | — | 2022年6月に死亡(死亡時63歳)。死亡するまで近藤さんと同居し、生計を一にしていた。死亡時における2022年分の合計所得金額は20万円であった。 |
| 長男 | 22歳 | 大学生でアルバイトによる給与所得が10万円ある。 |
| 長女 | 17歳 | 高校生で所得はない。 |
| 近藤さんの母 | 80歳 | 公的年金による所得が30万円ある。 |

- ・ 上記内容は、2022年12月末時点の現況である。
- ・ 障害者および特別障害者に該当する者はいない。

1. 232万円
2. 242万円
3. 245万円
4. 280万円

(問題25)

(設問C) 中井さんが契約している生命保険の内容と2022年中に支払った保険料は以下のとおりである。中井さんの2022年分の所得税に係る生命保険料控除の金額として、正しいものはどれか。なお、2022年分の生命保険料控除額が最も多くなるように計算すること。

| 生命保険契約等 | 支払保険料の金額 |
|----------------|----------|
| (旧契約) 生命保険契約 | 80,000円 |
| (新契約) 介護医療保険契約 | 44,000円 |
| (旧契約) 個人年金保険契約 | 55,000円 |
| (新契約) 生命保険契約 | 60,000円 |

- ・ 上記契約は、すべて生命保険料控除の対象である。
- ・ 2022年中に保険契約の新規加入や更新等を行っていない。

<所得税の一般の生命保険料控除、介護医療保険料控除および個人年金保険料控除の控除額の速算表>

(1) 2011年12月31日以前に締結した保険契約(旧契約)等に係る控除額

| 年間の支払保険料の合計 | 控除額 |
|-----------------------|-------------------|
| 25,000円 以下 | 支払保険料の全額 |
| 25,000円 超 50,000円 以下 | 支払保険料×1/2+12,500円 |
| 50,000円 超 100,000円 以下 | 支払保険料×1/4+25,000円 |
| 100,000円 超 | 50,000円 |

(注) 支払保険料とは、その年に支払った金額から、その年に受けた剰余金や割戻金を差し引いた残りの金額をいう。

(2) 2012年1月1日以後に締結した保険契約(新契約)等に係る控除額

| 年間の支払保険料の合計 | 控除額 |
|----------------------|-------------------|
| 20,000円 以下 | 支払保険料の全額 |
| 20,000円 超 40,000円 以下 | 支払保険料×1/2+10,000円 |
| 40,000円 超 80,000円 以下 | 支払保険料×1/4+20,000円 |
| 80,000円 超 | 40,000円 |

(注) 支払保険料とは、その年に支払った金額から、その年に受けた剰余金や割戻金を差し引いた残りの金額をいう。

1. 109,750円
2. 113,250円
3. 114,750円
4. 119,750円

(問題 26)

(設問D) 露木さんが2022年中に支払った医療費等が以下のとおりである場合、露木さんの2022年分の所得税の計算上、確定申告により控除できる医療費控除の金額として、正しいものはどれか。なお、2022年分の医療費控除の金額が最も多くなるように計算すること。

| 治療等を受けた者 | 内容 | 2022年中における支払金額 | 備考 |
|----------|-----------|----------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 露木さん | 外科の治療費 | 110,000円 | 病院に支払った治療費であり、加入している医療保険から通院給付金50,000円を受け取った。このほか、受診のため病院まで利用した公共交通機関の交通費2,000円を支払った。 |
| | 薬局で購入した薬代 | 80,000円 | 左記のうち63,000円は特定一般用医薬品(スイッチOTC医薬品)に該当するものである。 |
| 妻 | 内科の治療費 | 10,000円 | 左記にはインフルエンザの予防接種代3,000円が含まれている。 |
| 長女 | 薬局で購入した薬代 | 35,000円 | 左記の全額が特定一般用医薬品(スイッチOTC医薬品)に該当するものである。 |

- ・ 妻は露木さんと同居し、生計を一にしている。
- ・ 長女は大学の通学のため他県に居住しているが、露木さんと生計を一にしている。
- ・ 露木さんは、2022年中に健康の保持増進および疾病の予防として、一定の取組みを行っており、セルフメディケーション税制の適用要件を満たしている。
- ・ 露木さんの2022年分の総所得金額等は720万円である。

1. 84,000円
2. 86,000円
3. 87,000円
4. 132,000円

(問題27)

(設問E) 個人事業主の東根さんおよびその家族が、2022年中に支払った社会保険料の金額の内訳が以下のとおりである場合、東根さんの2022年分の所得税の計算上、確定申告により控除できる社会保険料控除の金額として、正しいものはどれか。

| 種類 | 金額 | 備考 |
|----------------|----------|-------------------------------------------------------------------------|
| 国民年金 | 195,550円 | 東根さん本人分である。 |
| 国民年金 | 195,550円 | 事業専従者の妻の分で東根さんが負担している。 |
| 国民年金 | 278,600円 | 長男の分で東根さんが支払った。なお、過年度の未納分83,050円が含まれている。 |
| 国民健康保険・介護保険 | 550,000円 | 東根さん家族の分で東根さんが負担している。 |
| 介護保険・後期高齢者医療保険 | 39,800円 | 父の分で、介護保険料18,000円は父の公的年金から徴収されており、左記の金額に含まれている。残りは東根さんの銀行口座から口座振替されている。 |

- 東根さんの家族は、東根さん本人、妻、長男、父であり、全員東根さんと同居し生計を一にしている。

- 1,158,450円
- 1,176,450円
- 1,241,500円
- 1,259,500円

問10

所得控除および税額控除に関する以下の設問Aについて、答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題28)

(設問A) 給与所得者の加瀬さんは、2022年中にいわゆる「ふるさと納税」を行った。「ふるさと納税」に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、加瀬さんの2022年分の所得は給与所得のみであり、年末調整を行った結果、所得税および住民税が課税されている。

1. 「ふるさと納税」をして確定申告した場合、一定の要件の下、適用下限額2,000円を超える金額から一定の上限額までの寄附金額について、所得税および住民税から税額控除の適用を受けることができる。
2. 「ふるさと納税」の寄附先は、総務大臣により地方税法の規定に基づく指定を受けた地方公共団体であれば、どの地方公共団体でも「ふるさと納税」に係る控除の適用の要件を満たすことができる。
3. 加瀬さんが「ふるさと納税ワンストップ特例制度」に関する申請をした後に、医療費控除などのために確定申告する場合、「ふるさと納税」の適用も含めて申告をしなければ、「ふるさと納税」に係る控除の適用を受けることができない。
4. 確定申告が不要な給与所得者等が「ふるさと納税ワンストップ特例制度」による控除の適用を受ける場合、「ふるさと納税」をした地方公共団体が5団体以内である場合に限られる。

問 1 1

個人事業における純損失の繰越控除に関する以下の設問Aについて、答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、解答に当たっては、所得税額が最も少なくなる方法を選択するものとします。

<所得税の速算表>

| 課税される所得金額 | | 税率 | 控除額 |
|----------------|----------------|-----|------------|
| 1,000円 から | 1,949,000円 まで | 5% | 0円 |
| 1,950,000円 から | 3,299,000円 まで | 10% | 97,500円 |
| 3,300,000円 から | 6,949,000円 まで | 20% | 427,500円 |
| 6,950,000円 から | 8,999,000円 まで | 23% | 636,000円 |
| 9,000,000円 から | 17,999,000円 まで | 33% | 1,536,000円 |
| 18,000,000円 から | 39,999,000円 まで | 40% | 2,796,000円 |
| 40,000,000円 以上 | | 45% | 4,796,000円 |

(注) 課税される所得金額の1,000円未満の端数は切捨て

(問題 2 9)

(設問A) 個人事業者の若杉さんは、開業後から連続して青色申告の確定申告書を申告期限内に提出していたが、2022年分の所得税の確定申告書は申告期限後に提出した。若杉さんの2022年分の所得に関する資料が以下のとおりであった場合、若杉さんの2022年分の所得税額として、正しいものはどれか。

<若杉さんの所得に関する資料>

| 年分 | 各種所得の金額等 | | 所得控除額 |
|-------|------------------|-------|-------|
| 2021年 | 純損失の金額 (事業所得の損失) | 200万円 | 100万円 |
| 2022年 | 事業所得の金額 | ▲50万円 | 90万円 |
| | 不動産所得の金額 | 400万円 | |
| | 雑所得 | 30万円 | |

※事業所得の損失の金額には、被災事業用資産の損失の金額はない。

※上記所得の金額は、青色申告特別控除前の金額である。

1. 182,500円
2. 45,000円
3. 40,000円
4. 12,500円

問12

所得税の計算に関する以下の設問Aについて、答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、下記速算表以外の条件は考慮しないものとします。

＜給与所得控除額の速算表＞

| 給与等の収入金額 | | 給与所得控除額 |
|-----------|---------|----------------|
| 162.5万円以下 | | 55万円 |
| 162.5万円超 | 180万円以下 | 収入金額×40%－10万円 |
| 180万円超 | 360万円以下 | 収入金額×30%＋8万円 |
| 360万円超 | 660万円以下 | 収入金額×20%＋44万円 |
| 660万円超 | 850万円以下 | 収入金額×10%＋110万円 |
| 850万円超 | | 195万円（上限） |

＜所得税の速算表＞

| 課税される所得金額 | | 税率 | 控除額 |
|---------------|---------------|-----|------------|
| 1,000円から | 1,949,000円まで | 5% | 0円 |
| 1,950,000円から | 3,299,000円まで | 10% | 97,500円 |
| 3,300,000円から | 6,949,000円まで | 20% | 427,500円 |
| 6,950,000円から | 8,999,000円まで | 23% | 636,000円 |
| 9,000,000円から | 17,999,000円まで | 33% | 1,536,000円 |
| 18,000,000円から | 39,999,000円まで | 40% | 2,796,000円 |
| 40,000,000円以上 | | 45% | 4,796,000円 |

（注）課税される所得金額の1,000円未満の端数は切捨て

（問題30）

（設問A）志賀さんの2022年における所得等が以下のとおりであった場合、志賀さんの2022年の所得税額として、正しいものはどれか。

| 所得の区分 | 金額 | | 備考 |
|-------|-------|---------|---------------------------------|
| 給与所得 | 収入金額 | 700万円 | |
| 退職所得 | 収入金額 | 650万円 | 勤続年数は15年である。 |
| 事業所得 | 総収入金額 | 900万円 | 喫茶店の事業に係るものである。 |
| | 必要経費 | 1,050万円 | |
| 不動産所得 | 総収入金額 | 400万円 | 事業的規模ではない。必要経費には土地負債利子は含まれていない。 |
| | 必要経費 | 115万円 | |

※志賀さんは、過去に退職手当等を受け取ったことはない。

※志賀さんは、「退職所得の受給に関する申告書」を、適正に会社に提出している。

※志賀さんの退職は、障害者になったことに基因するものではない。

※志賀さんの退職所得は、特定役員退職手当等に該当するものではない。

※志賀さんの所得控除の金額は、100万円である。

※志賀さんは、青色申告特別控除額65万円の適用要件を満たしている。

1. 565,000円
2. 577,500円
3. 695,000円
4. 765,000円

問13

所得税の住宅借入金等特別控除（以下「住宅ローン控除」という）に関する以下の設問Aについて、答えを1～4の中から1つ選んでください。

（問題31）

（設問A）宇野さん夫妻はともに会社員であるが、2022年2月に新築マンションの購入契約をした後、同年4月に引渡しを受けて居住を開始した。宇野さん夫妻が購入したマンションの概要等が以下のとおりである場合、宇野さん夫妻の2022年分の所得税の計算上、確定申告により適用される住宅ローン控除の金額の合計額として、正しいものはどれか。なお、各人の住宅ローン控除の金額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てること。

<宇野さん夫妻が購入したマンションの概要>

- ・ 床面積 75m²（すべて居住用である）
- ・ 取得価額 3,600万円

※認定住宅等には該当しない。

※宇野さん2/3、宇野さんの妻1/3の共有名義で登記をしている。

<取得資金の内訳>

| 調達先 | 金額 | 2022年の 年末借入金残高 | 返済期間 | 金利 | 債務者 | 備考 |
|--------------|---------|-------------------|------|------|------------|------|
| 自己資金 | 900万円 | — | — | — | — | (注1) |
| 金融機関 | 2,100万円 | 2,070万円 | 20年 | 1.0% | (注2) | — |
| 宇野さんの 勤務先 | 400万円 | 390万円 | 15年 | 0.6% | 宇野さん | (注3) |
| 宇野さんの 妻の父 | 200万円 | 190万円 | 10年 | 0.5% | 宇野さん の妻 | (注4) |
| 合計 | 3,600万円 | 2,650万円 | — | — | — | — |

(注1) 自己資金の内訳は、宇野さん600万円、宇野さんの妻300万円である。

(注2) 宇野さんと宇野さんの妻の連帯債務であり、登記割合に応じて返済している。

(注3) 宇野さんは勤務先の役員ではない。

(注4) 公正証書による金銭消費貸借契約を交わしており、契約どおりに返済されている。

<その他>

- ・ 2022年分の年末調整後の所得税額は、宇野さんが32万円、宇野さんの妻が4万円であり、宇野さん夫妻には勤務先からの給与所得以外の所得はない。
- ・ 住宅ローン控除の適用を受けるための要件はすべて満たしているものとする。

1. 136,600円
2. 163,900円
3. 166,000円
4. 172,200円

問14

消費税に関する以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、「消費税」とは、国税である消費税および地方消費税のことをいいます。また、解答に当たっては、課税期間の納税額が最も少なくなる方法によるものとします。

(問題32)

(設問A) 千田さんは不動産賃貸業を営んでおり、消費税の課税事業者に該当する。マンションを賃貸する場合における消費税の取扱いに関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、いずれの場合も賃貸借契約における契約期間は2年であり、保証金または敷金は契約終了時に返還されるものである。

1. 個人に事業用事務所として賃貸する場合の消費税の取扱いは、賃貸料は非課税取引に該当し、保証金は課税取引に該当しない。
2. 個人に住宅として賃貸する場合の消費税の取扱いは、賃貸料は非課税取引に該当し、敷金は課税取引に該当する。
3. 法人に事業用事務所として賃貸する場合の消費税の取扱いは、賃貸料は課税取引に該当し、保証金も課税取引に該当する。
4. 法人に社宅として賃貸する場合の消費税の取扱いは、賃貸料は非課税取引に該当し、敷金は課税対象ではない。

(問題33)

(設問B) 株式会社SWの第22期(以下「当期」という)の損益等の状況は以下のとおりである。当期の基準期間における課税売上高が42,000千円である場合、SW社の当期の消費税の年税額として、最も適切なものはどれか。なお、本設問における「消費税」とは、国税である消費税7.8%および地方消費税2.2%のことをいい、経過措置および軽減税率に該当する取引はないものとする。

<損益等の状況 第22期(2022年4月1日から2023年3月31日)>

| 項目 | | 金額(税込み) | 備考 |
|----|-------|----------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 収益 | 売上高 | 49,500千円 | 全額、課税対象取引の売上高に該当する。 (左記の売上高の内訳) 第二種事業に該当する金額 39,600千円 第五種事業に該当する金額 9,900千円 |
| | 費用 | | |
| | 仕入高 | 20,900千円 | 全額、課税仕入に該当する。 |
| | 給料手当 | 13,000千円 | |
| | 減価償却費 | 1,500千円 | |
| | 接待交際費 | 770千円 | このうち、110千円は非課税仕入に該当する。 |
| | その他経費 | 9,240千円 | 全額、課税仕入に該当する。 |
| | 経費合計 | 45,410千円 | |

※このほかに、取得価額550千円(税込み)の器具備品(固定資産)を購入している。

※SW社(1年決算法人)の消費税の課税期間は1年であり、設立以来、継続して課税事業者である。また、当期および翌期の課税期間においても課税事業者に該当する。

※SW社は課税事業者に該当することとなったときから「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出しており、その後「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を提出したことはなく、継続して消費税簡易課税制度を適用することができる事業者に該当する。

※SW社は消費税の計算に関して適切な記帳および書類の保存を行っている。

※課税売上について著しい変動はないものとする。

※上記の表および注記に記載されたもの以外に、課税売上および課税仕入に該当する取引はない。

1. 900,000円
2. 1,170,000円
3. 1,650,000円
4. 2,250,000円

問15

個人事業税に関する以下の設問Aについて、答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題34)

(設問A) 大下さんは、長年勤めた勤務先を退職し、2021年に個人で事業を開業した。大下さんには、そのほかに相続した不動産の貸付けによる収入もある。大下さんの2022年分の所得等が以下のとおりであった場合、これに係る納付すべき個人事業税の金額として、正しいものはどれか。なお、収入金額は全額事業税の課税対象となるものである。また、年の中途での廃業はなく、1年を通して事業は行われているものとする。

<大下さんの2022年における所得等の状況>

| 所得の種類等 | 金額 | 備考 |
|--------|--------|---------------------|
| 事業所得 | ▲230万円 | |
| 不動産所得 | 680万円 | 青色申告特別控除額を控除する前の金額。 |
| 所得控除額 | 70万円 | |

※大下さんの2021年分の純損失の繰越控除額は20万円であり、適正に繰り越されている。

※大下さんは、青色申告特別控除額65万円を適用できる条件を満たしている。

※事業所得および不動産所得を生じる事業はいずれも第一種事業に該当する。

1. 35,000円
2. 37,500円
3. 70,000円
4. 80,000円

問16

所得税の申告に関する以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題35)

(設問A) 青色申告を行う塩谷さんは、開業以来、青色申告による確定申告を連続して期限内に行っていたが、今年は業務多忙により、所得税の確定申告書を期限内に提出することができず、期限後に行った。期限後に申告した場合に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、税務署長がやむを得ない事情があると認めるとき等、特に記載のない事項については、考慮しないものとする。

1. 純損失の繰越控除の規定の適用を受けることができない。
2. 純損失の繰戻しによる還付の規定の適用を受けることができない。
3. 各種所得の損益通算の適用を受けることができない。
4. 青色申告特別控除の適用を受けることができない。

(問題36)

(設問B) 井上さんは、申告期限内に提出した過年分の確定申告書の内容に誤りがあり、納税額を少なく申告していたことに申告期限後になって気がついた。井上さんが行うべき所得税の手続きおよび加算税等に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 過少申告を行っていた者が修正申告を行わず税務署から更正処分を受けた場合、新たに納付すべきこととなる税額は過少申告加算税または重加算税の課税対象となる。
2. 法定申告期限の翌日から税務署の調査通知より前に自主的に修正申告を行った場合、過少申告加算税および重加算税の課税対象とはならない。
3. 修正申告により新たに納付すべきこととなる税額は、当初の申告に係る所得税の法定納期限の翌日から、原則として、その税額を納付する日までの期間について、延滞税の課税対象となる。
4. 修正申告により誤りを修正することができるが、国税の徴収権の消滅時効にかかるため、法定納期限から3年を経過した場合、修正申告書を提出することができなくなる。

(問題37)

(設問C) 会社員の妹尾さんは、勤務先からの給与所得以外の所得はなく、勤務先で年末調整を受けていたため、これまで所得税の確定申告を行ったことはなかった。しかし、2022年の年末になり、2021年分の所得税において医療費控除の適用要件を満たしていることを知った。妹尾さんの所得税に係る申告および更正の請求に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. すでに2021年分の確定申告書の提出期限は経過しているため、医療費控除の適用を受けることはできず、所得税の還付を受けることはできない。
2. 勤務先に医療費控除の適用に係る書類を提出し、2021年分の年末調整をやり直してもらうことにより、所得税の還付を受けることができる。
3. 更正の請求を行うことにより医療費控除を適用し所得税の還付を受けることはできるが、その期限は2022年1月1日から1年以内である。
4. 確定申告を行うことにより医療費控除を適用し所得税の還付を受けることはできるが、その期限は2022年1月1日から5年以内である。

問 17

西岡さんは個人で和食料理店を経営していますが、売上げが順調に増加していることから、資本金500万円の株式会社を設立して法人成りを検討することにしました。法人成りに関する以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題38)

(設問A) 会社設立後のある事業年度(4月1日から翌年3月31日まで)において、法人が毎月25日に代表取締役に対して以下のとおり役員給与を支給した場合、法人税における課税所得の金額の計算上、この役員給与のうち損金不算入とすべき金額として、正しいものはどれか。なお、この役員給与は事前確定届出給与および業績連動給与には該当せず、不相当に高額な部分の金額はないものとする。

| 支給月 | 金額 | 支給月 | 金額 |
|--------|------|--------|------|
| 4月 | 60万円 | 10月 | 75万円 |
| 5月(注1) | 60万円 | 11月 | 75万円 |
| 6月 | 75万円 | 12月 | 75万円 |
| 7月 | 75万円 | 1月(注2) | 95万円 |
| 8月 | 75万円 | 2月 | 95万円 |
| 9月 | 75万円 | 3月 | 95万円 |

※この事業年度において、取締役の職制上の地位変更などの臨時改定事由は生じていないものとする。

(注1) 5月の定時株主総会において、6月からの役員給与を月額60万円から75万円に改定した。

(注2) 当初予想していたよりも増収増益となったため臨時株主総会を開催し、1月からの役員給与を月額75万円から95万円に改定した。

1. 0円
2. 60万円
3. 210万円
4. 285万円

(問題39)

(設問B) 法人税法上の役員に関する次の記述の空欄(ア)～(ウ)にあてはまる語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。

法人税法上の役員のうち、いわゆる「みなし役員」と呼ばれる者は、相談役・顧問などでその法人内における地位・職務等からみて、取締役その他の役員と同様に実質的に法人の経営に従事していると認められる者、および、同族会社の使用人のうち、次に掲げる要件のすべてを満たす者で、その会社の経営に従事している者をいう。

① その会社の株主グループを株式等の所有割合の大きいものから順に並べた場合に、その使用人が所有割合(ア)を超える第一順位の株主グループに属しているか、または第一順位と第二順位の株主グループの所有割合を合計したときに初めて(ア)を超える場合のこれらの株主グループに属しているか、あるいは第一順位から第三順位までの株主グループの所有割合を合計したときに初めて(ア)を超える場合のこれらの株主グループに属していること。

② その使用人の属する株主グループの株式等の所有割合が(イ)を超えていること。

③ その使用人とその配偶者等の株式等の所有割合が(ウ)を超えていること。

※株主グループとは、その会社の一の株主等およびその株主等と親族関係など特殊な関係のある個人や法人をいう。

1. (ア) 50% (イ) 20% (ウ) 3%
2. (ア) 50% (イ) 10% (ウ) 5%
3. (ア) 65% (イ) 20% (ウ) 5%
4. (ア) 65% (イ) 10% (ウ) 3%

(問題40)

(設問C) 西岡さんは、法人成りを検討するために会社法について調べた。会社法に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 株式会社の取締役の任期は原則として2年であるが、定款に一定の記載をすることによって任期を定めず無期限とすることができる。
2. 取締役は1人以上選任する必要があるが、監査役は1人も選任しないで株式会社を設立することができる。
3. 会社法には最低資本金に関する規制がなく、資本金1円でも株式会社を設立することができる。
4. 株式会社は、分配可能額の範囲内であれば、1事業年度中に何回でも剰余金の配当を行うことができる。

問 18

役員と法人の取引に関する以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題 4 1)

(設問A) 株式会社GBの取締役である平尾さんは、2022年中に個人所有の土地をGB社に譲渡した。土地の譲渡等に関する資料等が以下のとおりである場合、平尾さんの2022年分の所得税の計算上、これらの土地に係る譲渡所得の金額として、正しいものはどれか。

| 摘要 | | 甲土地 | 乙土地 |
|----------|--------|----------|---------|
| 取得に関する資料 | 取得年月 | 2001年10月 | 2008年5月 |
| | 取得費 | 2,000万円 | 1,000万円 |
| 譲渡に関する資料 | 譲渡年月 | 2022年8月 | |
| | 譲渡価額 | 2,800万円 | 1,100万円 |
| | 譲渡時の時価 | 3,200万円 | 2,500万円 |
| | 譲渡費用 | 150万円 | |

- ・ 平尾さんは、甲土地および乙土地を一の契約によりGB社に譲渡している。
- ・ 甲土地および乙土地は平尾さんの居住の用に供されたことはない。

1. 750万円
2. 1,150万円
3. 2,150万円
4. 2,550万円

(問題 4 2)

(設問B) (問題4 1) に掲げる金額のうち、法人税法上GB社の甲土地、乙土地の取得価額に算入すべき金額の組み合わせとして、正しいものはどれか。

1. 甲土地2,000万円 乙土地1,000万円
2. 甲土地2,800万円 乙土地1,100万円
3. 甲土地2,800万円 乙土地2,500万円
4. 甲土地3,200万円 乙土地2,500万円

問19

株式会社HHは、製造業を営んでいる期末資本金の額が1,000万円の法人であり、期中における増減資はなく、株主がすべて個人で、常時使用する従業員の数が500人以下の1年決算法人です。法人税に関する以下の設問A～Eについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、HH社は、設立以来継続して青色申告による確定申告書を期限内に提出しており、適用除外事業者以外の中小企業者等に該当します。また、解答に当たっては、当期の課税所得の金額が最も少なくなるように計算するものとし、消費税については考慮する必要はありません。

<資料>

当期（2022年4月1日～2023年3月31日）のHH社の決算に関し、注意すべき事項は以下のとおりである。

<租税公課に関する事項>

当期において損金経理により、損益計算書上の租税公課勘定に計上された金額の内訳は以下のとおりである。

| | |
|-------------------------|---------|
| 法人税（当期中間分の本税） | 3,710千円 |
| 地方法人税（当期中間分の本税） | 390千円 |
| 法人住民税（当期中間分の本税） | 330千円 |
| 法人事業税（当期中間分の本税） | 1,200千円 |
| 特別法人事業税（当期中間分の本税） | 420千円 |
| 登録免許税 | 50千円 |
| 利子税（前期分確定法人税の納期延長に係るもの） | 20千円 |
| 延滞税（当期分中間法人税の納付遅延に係るもの） | 60千円 |
| 印紙税（過怠税100千円を含む） | 500千円 |

<接待交際費に関する事項>

当期において損金経理により、損益計算書上の接待交際費勘定に計上された金額の内訳は以下のとおりである。

- ・ 得意先を自社新製品展示会に招待した際の交通費・宿泊費（通常要する費用） 850千円
 - ・ 得意先へのお中元・お歳暮の贈答費用 1,500千円
 - ・ 得意先への自社の社名入りカレンダーの贈答費用（宣伝的効果を意図したもので、通常要する費用） 240千円
 - ・ 代表取締役に対して臨時的に支出した渡切交際費（実質的な給与と認められる） 500千円
 - ・ 得意先関係者15名をゴルフに招待した際に支出したプレー代等 220千円
 - ・ 得意先との打ち合わせ後に行われた懇親会で支出した飲食費の額 210千円
- なお、上記は一次会の費用60千円と二次会の費用150千円の合計額であり、参加人数はそれぞれ15人である。また、一次会と二次会はそれぞれ単独で行われたと認められ、飲食に要した費用に係る書類は適正に保存されている。
- ・ その他税務上交際費と認められる金額 7,450千円
(接待飲食費に該当するものは含まれておらず、未払計上された金額650千円を含む)

<旅費交通費に関する事項>

海外出張の旅費として2,800千円（代表取締役分1,800千円と同伴者である代表取締役の妻の分1,000千円の合計）を支払い、これを旅費交通費として当期の費用に計上している。妻はHH社の業務に従事しておらず、業務遂行上の必要性は認められない。また、代表取締役の旅費のうち通常必要と認められる金額は1,100千円である。

<寄附金に関する事項>

当期に支出した600千円は、代表取締役の長男が通う私立高校が全国大会に出場した際、当該高校に寄附したものである。

<減価償却費に関する事項>

| 種類 | 取得価額 | 当期償却費 | 期末 帳簿価額 | 法定 耐用年数 | 事業供用日 | 備考 |
|------------------|---------|---------|------------|------------|----------------|--------------|
| 器具備品 (電子計算機) | 2,835千円 | 2,835千円 | 0円 | 4年 | 2023年 3月10日 | (注1) (注2) |
| 器具備品 (冷暖房用機器) | 250千円 | 250千円 | 0円 | 6年 | 2022年 4月15日 | (注2) |

(注1) 当期3月10日に単価189千円のを15台取得し、直ちに事業の用に供したものである。

(注2) 自社使用であり、賃貸の用に供されているものはない。

<償却率等>

| 耐用年数 | 定額法 | 定率法 | 改定償却率 | 保証率 |
|------|-------|-------|-------|---------|
| 4年 | 0.250 | 0.500 | 1.000 | 0.12499 |
| 6年 | 0.167 | 0.333 | 0.334 | 0.09911 |

<貸倒損失に関する事項>

| 取引先名 | 貸倒損失の金額 | 備考 |
|------|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| HO社 | 1,000千円 | HO社に対し貸付金400千円および前渡金600千円を有しているが、同社の資産状況および支払能力から見て、その全額の回収が不能であると認められるため、全額を貸倒損失として損金経理した。なお、同社から担保物の提供は受けていない。 |
| HP社 | 900千円 | 継続的な取引先であるHP社に対し貸付金900千円を有しているが、最後の弁済を受けてから1年以上経過したため、全額を貸倒損失として損金経理した。なお、同社から担保物の提供は受けていない。 |
| HQ社 | 700千円 | 当期中に取引先HQ社に対して会社更生法による更生計画認可の決定が行われ、同社に対して有している売掛金1,000千円のうち70%が切り捨てられることとなったため、700千円を貸倒損失として損金経理した。 |

(問題 4 3)

(設問A) 当期の法人税額の計算上、租税公課に係る損金不算入とすべき金額として、正しいものはどれか。

1. 4,510千円
2. 4,530千円
3. 4,590千円
4. 4,610千円

(問題 4 4)

(設問B) 当期の法人税額の計算上、交際費等に係る損金不算入とすべき金額として、正しいものはどれか。

1. 1,320千円
2. 1,380千円
3. 1,520千円
4. 1,560千円

(問題 4 5)

(設問C) 当期の法人税額の計算上、役員に対する給与(報酬・賞与)のうち、損金不算入とすべき金額として、正しいものはどれか。

1. 1,800千円
2. 2,200千円
3. 2,300千円
4. 2,800千円

(問題 4 6)

(設問D) 当期の法人税額の計算上、減価償却費に計上した金額のうち、損金不算入とすべき金額として、正しいものはどれか。なお、HH社は減価償却方法についての届出は行っていないものとし、特別償却は考慮しないものとする。

1. 126,000円
2. 166,750円
3. 181,125円
4. 183,750円

(問題 47)

(設問 E) 当期の法人税額の計算上、貸倒損失のうち、損金不算入とすべき金額として、正しいものはどれか。

1. 600千円
2. 900千円
3. 1,500千円
4. 1,600千円

問20

法人が契約した生命保険に関する以下の設問Aについて、答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題48)

(設問A) 法人が契約し、支払いをしている生命保険料の法人税における取扱いに関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、いずれの場合においても特約保険料を含まない主契約のみの保険料で月払いによるものとし、2022年中に契約したものとする。

1. 役員全員を被保険者とし、死亡保険金の受取人を被保険者の遺族、満期保険金の受取人を法人とする養老保険は、その保険料の全額が法人の損金となる。
2. 役員全員を被保険者とし、死亡給付金および年金の受取人を法人とする個人年金保険は、その保険料の全額が法人の損金となる。
3. 役員全員を被保険者とし、死亡保険金の受取人を法人とする定期保険で、最高解約返戻率が50%超かつ保険期間3年以上のものは、その保険料の全額が法人の資産として計上される。
4. 役員全員を被保険者とし、死亡保険金の受取人を法人とする終身保険は、その保険料の全額が法人の資産として計上される。

問 2 1

製造業を営む株式会社G C（毎期3月末日を期末日とする1年決算会社）の損益計算書に関する以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、売上原価は変動費に、売上総利益は限界利益に、販売費および一般管理費は固定費に、それぞれ該当することを前提とします。

| 損益計算書 | | (単位：百万円) |
|-----------------|-------|----------|
| I 売上高 | | 74,000 |
| II 売上原価 | | 55,500 |
| | 売上総利益 | 18,500 |
| III 販売費および一般管理費 | | 12,950 |
| | 営業利益 | 5,550 |

(問題 4 9)

(設問A) 営業利益が0円となる売上高（損益分岐点売上高）として、正しいものはどれか。

1. 68,450百万円
2. 61,050百万円
3. 51,800百万円
4. 22,200百万円

(問題 5 0)

(設問B) 来期は物価上昇により販売費および一般管理費が1,100百万円増加すると予想される。このとき、目標営業利益5,800百万円を達成するための売上高として、正しいものはどれか。

1. 79,400百万円
2. 75,350百万円
3. 75,000百万円
4. 56,200百万円